

介護老人保健施設きららの里利用約款

(約款の目的)

第1条 介護老人保健施設きららの里（以下「当施設」という。）は、要介護状態（介護予防通所リハビリテーション・介護予防短期入所療養介護にあつては要支援状態）と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、利用者の居宅における生活への復帰を目指した介護保健施設サービス及び利用者が可能な限り自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、一定の期間、通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション・短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護を提供し、一方、利用者及び利用者の身元引受人は、当施設に対し、その介護老人保健施設サービス・通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション・短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護（全てのサービス共通の場合、以下単に「サービス」という。）に対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

(適用期間)

第2条 本約款は、利用者が介護老人保健施設きららの里利用同意書を当施設に提出したのち、令和2年4月1日以降から効力を有します。但し、利用者の身元引受人に変更があつた場合は、新たな身元引受人の同意を得ることとします。

2 利用者は、前項に定める事項の他、本約款、別紙1、別紙2及び別紙3の改定が行われない限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当施設のサービスを利用することができるものとします。

(身元引受人)

第3条 利用者は、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。但し、利用者が身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。

- ① 行為能力者（民法第20条第1項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。）であること
- ② 弁済をする資力を有すること
- 2 身元引受人は、利用者が本約款上当施設に対して負担する一切の債務を極度額30万円の範囲内で、利用者と連帯して支払う責任を負います。
- 3 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。
 - ① 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するように協力すること。
 - ② 入所利用が解除若しくは終了した場合の残置物の引取り等の処置、又は利用者が死亡した場合の遺体の引取をすること。但し、遺体の引取について、身元引受人と別に祭祀主宰者がいる場合、当施設は祭祀主宰者に引き取っていただくことができます。
- 4 身元引受人が第1項各号の要件を満たさない場合、又は当施設、当施設の職員若しくは他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、当施設は、利用者及び身元引受人に対し、相当期間内にその身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てることを求めることができます。但し、第1項但書の場合はこの限りではありません。
- 5 身元引受人の請求があつたときは、当施設は身元引受人に対し、当施設に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

(利用者からの解除)

第4条 利用者は、当施設に対し、退所の意思表示をすることにより、本約款に基づく入所利用を解除することができます。

2 身元引受人も前項と同様に入所利用を解除することができます。但し、利用者の利益に反する場合は、この限りではありません。

(当施設からの解除及び入院又は入所による終了)

第5条 当施設は、利用者及び親族等に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づくサービス利用を解除することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立と認定された場合（入所においては要支援の認定の場合も含む）
- ② 入所利用者が当施設において定期的実施される入所継続検討会議において、退所して居宅において生活ができると判断された場合
- ③ 利用者の居宅サービス・介護予防サービス計画で定められた利用時間数を超える場合
- ④ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切なサービスの提供を超えると判断された場合
- ⑤ 利用者及び身元引受人が、本約款に定める利用料金を3か月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず15日間以内に支払われない場合
- ⑥ 利用者及び親族等が、当施設、当施設の職員又は他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合

- ⑦ 第3条第4項の規定に基づき、当施設が新たな身元引受人を立てることを求めたにもかかわらず、新たな身元引受人を立てない場合。但し、利用者が新たな身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除く。
 - ⑧ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合
- 2 利用者が病院に入院又は他の施設に入所した場合、本約款に基づく入所利用は終了します。

(利用料金)

- 第6条 利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、本約款に基づくサービスの対価として、別紙2の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当施設は、利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。
- 2 当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月10日までに発行し、所定の方法により交付する。利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、当該合計額をその月の25日までに支払うものとします。なお、支払いの方法は別途話し合いの上、双方合意した方法によります。
 - 3 当施設は、利用者又は身元引受人から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人の指定する者に対して、領収書を所定の方法により交付します。

(記録)

- 第7条 当施設は、利用者のサービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間は保管します。
- 2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、扶養者その他の者(利用者の代理人を含みます。)に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。
 - 3 当施設は、身元引受人が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、閲覧、謄写を必要とする事情を確認して当施設が必要と認める場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者が身元引受人に対する閲覧、謄写に反対する意思を表示した場合その他利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。
 - 4 前項は、当施設が身元引受人に対して連帯保証債務の履行を請求するため必要な場合は適用されません。
 - 5 当施設は、利用者及び身元引受人以外の親族が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、利用者の承諾がある場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

(身体の拘束等)

- 第8条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

- 第9条 当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人の親族に関する個人情報の利用目的を別紙3のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行なうこととします。
- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
 - ② 居宅介護支援事業所(地域包括支援センター〔介護予防支援事業所〕)等との連携
 - ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
 - ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
 - ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合(災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等)
- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

(緊急時の対応)

- 第10条 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。
- 2 当施設は、利用者に対し、当施設における介護保健施設サービスでの対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。

- 3 前2項のほか、サービス利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(事故発生時の対応)

第11条 サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。

- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。
- 3 前2項のほか、当施設は利用者の身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

(要望又は苦情等の申出)

第12条 利用者、及び扶養者は、当施設の提供するサービスに対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員に申し出ることができ、身元引受人 又は利用者の親族又は、備付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

(賠償責任)

第13条 当施設のサービスの提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。

- 2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

(利用契約に定めのない事項)

第14条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元引受人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

介護老人保健施設きららの里のご案内

(令和6年4月1日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 介護老人保健施設 きららの里
- ・開設年月日 平成16年3月31日
- ・所在地 熊本県上天草市龍ヶ岳町高戸1419-19
- ・電話番号 0969-62-1123 ・ファックス番号 0969-62-1124
- ・管理者名 医師 船曳 哲典
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設(4351280005号)

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護や通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションといったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では以下のような運営の方針を定めていますのでご理解いただいた上でご利用ください。
[介護老人保健施設きららの里の運営方針]

「老人の自立と生きがいのある生活を支援し家庭復帰を目指し、施設から在宅までの一貫した医療を行う中で中間施設としての使命を守り、開かれた施設として地域との交流を深め、地域住民の福祉厚生に寄与する。また、職員は相互に信頼と理解のもとに使命達成に努力する。」

(3) 施設の職員体制

	常勤	非常勤	夜間	業務内容
・医師	0.6(兼務)			利用者の健康管理・保健指導
・薬剤師	0.2(兼務)			薬剤管理指導
・看護職員	4.0以上(兼務)		あわせて	日常生活の看護・介護指導
・介護職員	あわせて17.0以上(兼務)		3.0	看護業務の補佐・日常生活の介護
・支援相談員	1.0以上			処遇上の相談等
・理学療法士・作業療法士	1.5以上(兼務)			機能回復訓練
・管理栄養士	1.0以上			栄養及び給食の管理指導
・介護支援専門員	1.0以上(兼務)			ケアプラン作成
・事務職員	相当数			庶務及び経理と受付業務
・その他	相当数			調理業務・清掃業務

(4) 入所定員等 ・定員 50名

- ・療養室 個室 8室、2人室 1室、4人室 10室

(5) 通所定員 50名

2. サービス内容

① 施設サービス計画の立案

② 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護計画の立案

③ 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション計画の立案

④ 食事(食事は原則として食堂でおとりいただきますが、居室で食べていただくこともできます)

朝食 7時30分～8時30分

昼食 11時30分～12時30分

夕食 18時～19時

⑤ 入浴(一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者は、週に最低2回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。)

⑥ 医学的管理・看護

⑦ 介護(退所時の支援も行います)

- ⑧ リハビリテーション
- ⑨ 相談援助サービス
- ⑩ 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理
- ⑪ 基本時間外施設利用サービス（何らかの理由により、ご家族等のお迎えが居宅介護サービス計画で定められた通所リハビリテーション利用時間の終了に間に合わない場合に適用）
- ⑫ 行政手続代行
- ⑬ その他
 - ※これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

- ・ 協力医療機関及び協力歯科医療機関
 - ・ 名称 上天草市立上天草総合病院及び上天草市立上天草総合病院歯科
 - ・ 住所 熊本県上天草市龍ヶ岳町高戸1 4 1 9 - 1 9

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

4. 施設利用に当たっての留意事項

- ・ 施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。
- ・ 常に、相互の融和と秩序ある共同生活を守っていただきます。
- ・ 常に身体、服装の清潔に努め、居室の整理整頓に努めていただきます。
- ・ 施設内での物品の売買及び金品の貸し借りは禁止します。
- ・ 喧嘩、口論等、他人の迷惑になる行為は禁止します。
- ・ 無断の飲酒はご遠慮いただきます。
- ・ 敷地内は禁煙となっております。
- ・ 面会時間は起床（7時）から消灯（19時）までとします。
- ・ 外出・外泊は必ず施設の許可を得て行ってください。
- ・ 金銭・貴重品は各自管理をしてください（事務所で預かりもできます）。
- ・ 外泊時等の施設外での受診は施設の許可を得て行ってください。
- ・ 無許可で施設内において集会・宗教活動・政治活動を禁止します。
- ・ 機能訓練には積極的に参加し、自立に努めていただきます。
- ・ ペットの持ち込みは、禁止します。

5. 非常災害対策

- ・ 防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓、非常通報装置、非常放送設備等
- ・ 防災訓練 年2回（そのうち1回は夜間に行います。）

6. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

7. 要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談の専門員として支援相談員（鍼田）が勤務していますので、お気軽にご相談ください。

（電話 0969-62-1123 内線290）

要望や苦情などは、担当支援相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、1階に備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

8. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求ください。

介護保健施設サービスについて

(令和6年8月1日現在)

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申し込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証・介護保険負担割合証を確認させていただきます。

2. 介護保健施設サービス

当施設でのサービスは、どのような介護サービスを提供すれば家庭に帰っていただける状態になるかという施設サービス計画に基づいて提供されます。この計画は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成されますが、その際、ご本人・利用者の後見人、利用者の家族、身元引受人等の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

◇医療：介護老人保健施設は入院の必要のない程度の要介護者を対象としていますが、医師・看護職員が常勤していますので、ご利用者の状態に照らして適切な医療・看護を行います。

◇リハビリテーション：原則としてリハビリテーション室（機能訓練室）にて行いますが、施設内でのすべての活動がリハビリテーション効果を期待したものです。

◇栄養管理：心身の状態の維持・改善の基礎となる栄養管理サービスを提供します。

◇生活サービス：当施設入所中も明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるよう、常に利用者の立場に立って運営しています。

3. 利用料金

(1) 基本料金 施設利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。）

基本費用（1日）	個室	4人・2人部屋
要介護1	717 円	793 円
要介護2	763 円	843 円
要介護3	828 円	908 円

基本費用（1日）	個室	4人・2人部屋
要介護4	883 円	961 円
要介護5	932 円	1,012 円

(2) 介護保健施設サービスに係る加算

※初期加算：入所した日から起算して30日以内の期間 1日つき I：60円 II：30円

※サービス提供体制強化加算（I）イ：介護職員総数の内介護福祉士60%以上の体制を整えている加算 1日 22円

※夜勤職員配置加算：入所者20名：1名看護・介護を配置している加算 1日 24円

※療養食加算：医師の指示せんに基づく療養食を提供した場合 1食 6円

※外泊された場合、上記料金に代えて1日362円算定します 初日と最終日は除く、月6日限度

※緊急時治療管理（緊急時施設療養費）：緊急時の治療として所定の処置・対応を行った場合

1日 518円・1月に1回連続する3日を限度

※所定疾患施設療養費I及びII：肺炎・尿路感染・带状疱疹・蜂窩織炎慢性心不全の増悪の治療を行った場合

1日につき I：239円 II：480円・1月に1回連続する10日を限度

※経口維持加算（II）：上記(1)において実施する食事観察や会議に医師・歯科医師・歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合 1月 100円

※短期集中リハビリテーション実施加算I：入所の日から起算して3ヶ月以内の期間に集中的にリハビリを行った場合

1日 258円

※リハビリテーションマネジメント計画書情報加算II：都道府県に対し電子情報処理組織を使用してリハビリテーションの実施状況の情報提供を行った場合 1月 33円

※認知症短期集中リハビリテーション実施加算：入所の日から起算して3ヶ月以内の期間に認知症に対するリハビリを行った場合

1日につき I：240円 II：120円（週に3回を限度）

※入所前後訪問指導加算I：入所前から入所者の自宅等を訪問して退所を念頭においた施設サービス計画の策定、診療方針の決定を行った場合 1回につき450円

※退所時情報提供加算：退所後の主治医に対して診療状況を示す文書を添えて紹介を行った場合

I：500円 II：250円・1回を限度

※入退所前連携加算II：入所期間が1月を超える入所者が退所し、その居宅において居宅支援事業所に情報を提供し、居宅サービスの利用調整に当たった場合 400円・1回を限度

※訪問看護指示加算：退所時に施設医師が診療に基づき訪問看護が必要と認め、訪問看護ステーションに対して指示書を交付した場合 300円・1回を限度

※栄養マネジメント強化加算：施設に配置された管理栄養士が入所者ごとの継続的な栄養管理を強化して実施した場合

1日 11円

※再入所時栄養連携加算 病院等に入院し、退院後再入所した時に施設の管理栄養士が当該病院・診療所等の管理栄養士と連携して栄養ケア計画を作成した場合 200円・1回を限度

※褥瘡マネジメント加算：ケア計画に基づき褥瘡の発生予防及び褥瘡管理を実施した場合

1日につき I：3円 II：13円

※排せつ支援加算：排せつに支援を要する利用者支援計画を作成し継続的な支援を実施した場合 1月 10円

※在宅復帰・在宅療養支援機能加算I：厚生労働大臣が定める基準に適合する在宅復帰支援等を実施している事業所に認められている加算で、基準を満たす月のみ加算 1日 51円

※安全管理の外部研修を受けた担当者を配置し、安全対策を講じている場合 入所時に1回 20円

※ターミナルケア加算：医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断され、かつターミナルにかかる計画を作成し、説明同意の上、ターミナルケアを行なった場合

死亡日以前31日前から45日まで（72円）死亡日以前4日から30日まで（1日160円）死亡日前日又は3

日（1日910円） 死亡日（1900円）

※科学的介護推進体制加算Ⅱ：入所者ごとの ADL 値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況、疾病、服薬、その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を、LIFE を用いて厚生労働省に提出している事。また必要に応じて施設サービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、上記の情報、その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用している場合 1月あたり（60円）

※協力医療機関連携加算：入所者の病状の急変等に備え協、力医療機関との実効性のある連携体制を構築している場合
1月 100円

※高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ：感染対策向上加算を届けている医療機関から感染者が発生した場合において感染防御等の実地指導を受けている場合 1月 5円

※生産性向上推進加算Ⅱ：介護サービスの向上と職員の負担軽減を図る場合 1月 10円

※介護職員等処遇改善加算Ⅲ：介護職員等の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上及び職場環境の整備の取り組みを行う事業所に認められる加算として、1月あたりの総単位数（基本サービス費+各種加算）に所定の割合を乗じて算出した金額

※上記料金は1割負担の場合。負担割合が1割以外の方は介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額となります。

(3) その他の料金

- ① 食費：1日当たり 1,550円
- ② 居住費（療養室の利用費）：1日当たり・個室 1,728円 ・多床室 437円
- ③ 洗濯代（当施設に依頼される場合）月額 6,600円（短期間でも行っています。）
- ④ 日常生活品費：1日 100円（シャンプー・リンス・石鹸・トイレットペーパー・ペーパータオル代等）
- ⑤ 電気使用料：1日 22円（多床室での電化製品使用時）
- ⑥ 診断書等の文書の発行（身体障害者用） 1通 5,500円
（老人ホーム入所用） 1通 1,100円
- ⑦ 使い捨て食事介助用エプロン：1枚 14円

◇所得別の負担額について

上記①「食費」及び②「居住費」において、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費・居住費の負担限度額が1日にお支払いいただく食費・居住費の上限となります。

	食費	個室	大部屋（4人・2人部屋）
第3段階②の方	1,360円	1,370円	430円
第3段階①の方	650円		
第2段階の方	390円	550円	0円
第1段階の方	300円		

短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護について

(令和6年8月1日現在)

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申し込みにより、ご利用希望者の介護保険証・介護保険負担割合証を確認させていただきます。

2. 短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護の概要

短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護は、要介護者・介護予防短期入所療養介護にあつては要支援者の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅サービス計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話をを行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護計画が作成されますが、その際、利用者・扶養者（ご家族）の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

3. 利用料金

(1) 短期入所療養介護の基本料金

施設利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。）

基本費用（1日）	個室	4人・2人部屋
要介護1	753円	830円
要介護2	801円	880円
要介護3	864円	944円

基本費用（1日）	個室	4人・2人部屋
要介護4	918円	997円
要介護5	971円	1,052円

(2) 介護予防短期入所療養介護の基本料金

施設利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。）

基本費用（1日）	個室	4人・2人部屋
要支援1	579円	613円
要支援2	726円	774円

(3) 短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護に係る加算

※送迎加算：入所及び退所の際、自宅までの送迎を行なった場合 片道につき 184円

※療養食加算 医師の指示に基づく療養食を提供した場合 1食につき 8円

※サービス提供体制強化加算（I）：介護職員総数の内介護福祉士60%以上の体制を整えている加算 1日 22円

※夜勤職員配置加算：入所者20名：1名看護・介護を配置している加算 1日 24円

※個別リハビリテーション実施加算：個別リハビリテーション計画を作成し、当該計画に基づき個別リハビリテーションを行った場合 1日 240円

※緊急時治療管理（緊急時施設療養費）：緊急時の治療として所定の処置・対応を行った場合

1日 518円 1回連続する3日を限度

※若年性認知症利用者受入加算：若年性認知症の診断を受けられている方が利用される場合 1日 120円

※認知症行動・心理症状緊急対応加算：医師の判断により、認知症により在宅生活が困難であり、緊急に短期入所の利用が必要と判断された場合の利用時 1日 200円 7日を限度

※重度療養管理加算：医療的に重度の要介護4または5の利用者に対し、計画的に医学的管理を行い、療養上必要な処置を行った場合1日 120円

※緊急短期入所受入加算：利用者の状態や家族等の事情により、介護支援専門員が緊急に短期入所を受けることが必要と認めた者を受け入れた場合 1日90円 開始した日から7日間まで（要介護の方のみ・やむを得ない事情の場合14日間まで）

※在宅復帰・在宅療養支援機能加算I：厚生労働大臣が定める基準に適合する在宅復帰支援等を実施している事業所に認められている加算で、基準を満たす月のみ加算 1日 51円

※生産性向上推進加算II：介護サービスの向上と職員の負担軽減を図る場合 1月 10円

※介護職員等処遇改善加算III：介護職員等の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上及び職場環境の整備の取り組みを行う事業所に認められる加算として、1月あたりの総単位数（基本サービス費+各種加算）に所定の割合を乗じて算出した金額

※上記料金は1割負担の場合。負担割合が1割以外の方は介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額となります。

(4) その他の料金

① 食費・朝食 450円・昼食及び夕食 各550円

② 居住費（療養室の利用費）：1日当たり・個室 1,728円・多床室 437円

③ 洗濯代（当施設に依頼される場合）1回 330円

④ 日常生活品費：1日 100円（シャンプー・リンス・石鹸・トイレトペーパー・ペーパータオル代等）

⑤ 電気使用料：1日 22円（多床室での電化製品使用時）

⑥ 使い捨て食事介助用エプロン：1枚 14円

◇所得別の負担額について

上記①「食費」及び②「居住費」において、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費・居住費の負担限度額が1日にお支払いいただく食費・居住費の上限となります。

	食費	個室	大部屋（4人・2人部屋）
第3段階②の方	1,300円	1,370円	430円
第3段階①の方	1,000円		
第2段階の方	600円	550円	0円
第1段階の方	300円		

通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションについて

(令和6年6月1日現在)

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申し込みご当たり、ご利用希望者の介護保険証・介護保険負担割合証を確認させていただきます。

2. 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションについての概要

通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションについては、要介護者・介護予防通所リハビリテーションにあつては要支援者の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅サービス計画及び介護予防サービス計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話をを行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスを提供するにあつては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション計画が作成されますが、その際、利用者・扶養者（ご家族）の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

3. 利用料金

(1) 通所リハビリテーションの基本料金及び加算

- ① 施設利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度および利用時間によって利用料が異なります。以下は通常の利用時間1日当たりの自己負担分です）

・要介護1	715 円	・要介護2	850 円	・要介護3	981 円
・要介護4	1,137 円	・要介護5	1,290 円		
- ② リハビリテーションマネージメント加算（ハ）ロ
 - (1) 通所リハビリテーション計画を利用者又はその家族が説明し、利用者の同意を得た日の属する月から起算して6月以内の期間のリハビリテーションの質を管理した場合（1月に付き）：793円
 - (2) 当該日の属する月から起算して6月を超えた期間のリハビリテーションの質を管理した場合（1月に付き）：473円
 - (3) 医師が説明し同意を得た場合：270円追加
- ③ 短期集中個別リハビリテーション実施加算（利用毎）：退院（所）日又は認定日から起算して3月以内 110円
- ④ 認知症短期集中個別リハビリテーション実施加算（I）：退院（所）日又は認定日から起算して3月以内 240円
- ⑤ リハビリテーション提供体制強化加算（1日）：ご利用時間に応じて12円～28円
- ⑥ サービス提供体制強化加算I（1日）：22円 ⑦ 栄養改善加算（1日）：200円
- ⑦ 入浴介助加算I（1日）：40円 入浴介助加算II（1日）：60円
- ⑧ 口腔・栄養スクリーニング加算（I）（6月に1回を限度として1回につき）：20円
- ⑨ 若年性認知症患者受入加算（1日）：60円
- ⑩ 重度療養管理加算：要介護3・4・5の方で、経管栄養、喀痰吸引、褥瘡処置等が必要な方（1日）：100円
- ⑪ 生活行為向上リハビリテーション実施加算（利用を開始した日の属する月から起算して6月以内）（1月に付き）：1,250円
- ⑫ 通常利用の前後の延長サービス（8時間を超える場合）：1時間を増すごとに50円加算
- ⑬ 送迎を施設から行わなかった場合、送迎減算として基本料金から片道47円減算されます。
- ⑭ 科学的介護推進体制加算I：利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を、LIFEを用いて厚生労働省に提出している事。また必要に応じて施設サービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、上記の情報、その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用している場合 1月あたり（40円）
- ⑮ 栄養アセスメント加算：管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメントを行った場合 1月に付き50円
- ⑯ 口腔機能向上加算II：口腔機能が低下している利用者またはそのおそれのある利用者に対し指導・訓練等を実施した場合 1月に付き2回を限度として1回160円（※原則3月以内）
- ⑰ 介護職員等処遇改善加算III：介護職員等の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上及び職場環境の整備の取り組みを行う事業所が認められる加算として、1月あたりの総単位数（基本サービス費+各種加算）に所定の割合を乗じて算出した金額

(2) 介護予防通所リハビリテーションの基本料金及び加算

- ① 施設利用料（要介護認定による要支援の程度によって利用料が異なります。以下は1月当たりの自己負担分です）

・要支援1	2,268 円	・要支援2	4,228 円
-------	---------	-------	---------
- ② サービス提供体制強化加算I（1月に付き）：要支援1 88円 ・ 要支援2 176円
- ③ 栄養改善加算（1月に付き）：200円
- ④ 選択的サービス複数実施加算I（上記③④⑤のうち2つを同一月に実施した場合）（1月に付き）：480円
- ⑤ 若年性認知症患者受入加算（1月に付き）：240円
- ⑥ 科学的介護推進体制加算I：利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を、LIFEを用いて厚生労働省に提出している事。また必要に応じて施設サービス計画を見直すなど、サービスの提供に

当たつて、上記の情報、その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用している場合 1月あたり (40円)

- ⑦ 栄養アセスメント加算：管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメントを行った場合 1月につき50円
- ⑧ 口腔機能向上加算Ⅱ：口腔機能が低下している利用者またはそのおそれのある利用者に対し指導・訓練等を実施した場合
1月につき160円
- ⑨ 生活行為向上リハビリテーション実施加算(利用を開始した日の属する月から起算して6月以内) (1月につき)：562円
- ⑩ 介護職員等処遇改善加算Ⅲ：介護職員等の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上及び職場環境の整備の取り組みを行う事業所に認められる加算として、1月あたりの総単位数(基本サービス費+各種加算)に所定の割合を乗じて算出した金額

※上記料金は1割負担の場合。負担割合が1割以外の方は介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額となります。

(3) その他の料金

- ① 食費・昼食 550円(利用時間帯によっては、食事の提供ができないことがあります。)
- ② 日常生活品費1日 100円(シャンプー・リンス・石鹸・トイレトペーパー・ペーパータオル代等)
予防通所の方の半日利用時は 50円
- ③ 洗濯代1回 330円(利用中に洗濯を行った場合)
- ④ おむつ代・リハビリパンツ 1枚 110円・尿取りパット 1枚 55円
※リハビリパンツ・尿取りパット等は利用時こちらから提供した場合です

個人情報利用目的

(令和6年4月1日現在)

介護老人保健施設きららの里では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

[介護老人保健施設内部での利用目的]

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

[他の事業者等への情報提供を伴う利用目的]

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

[当施設の内部での利用に係る利用目的]

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究

[他の事業者等への情報提供に係る利用目的]

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供

介護老人保健施設きららの里利用同意書

介護老人保健施設きららの里を利用するにあたり、介護老人保健施設きららの里利用約款及び別紙1、別紙2及び別紙3を受領し、これらの内容に関して担当者による説明を受け、これらを十分に理解した上で同意します。

令和 年 月 日

<利用者>

氏 名 印

住 所

<利用者の身元引受人>

氏 名 印

住 所

介護老人保健施設 きららの里
管理者 船曳 哲典 殿

【本約款第10条3項緊急時及び第11条3項事故発生時の連絡先】

・氏 名	(続柄)
・住 所	
・電話番号	